

07. 40

中小ものづくり高度化法の規定による手数料等の軽減について（特）

1. 軽減の要件と内容

（1）軽減の要件と内容

中小ものづくり高度化法第4条に規定する特定研究開発等計画に従って行われる特定研究開発等^{注1}の成果に係る特許発明又は発明（当該認定計画における特定研究開発等の実施期間の終了日から起算して2年以内に出願されたものに限る。）又は当該特許発明を実施するために認定計画に従って承継した特許権若しくは特許を受ける権利に係る特許発明又は発明について、当該特定研究開発等を行う中小企業者であるときは、出願審査請求手数料及び第1年分から第10年分までの特許料が1／2に軽減される（中小ものづくり高度化法9条、中小ものづくり高度化法施行令3条2項、4条2項）。

（2）中小企業者の要件

以下のア. からウ. までの場合に、それぞれの要件を満たす者が対象である。（中小ものづくり高度化法2条、中小ものづくり高度化法施行令1条）

ア. 個人事業主

それぞれの業種において、従業員数が「表1」の数以下であること。

イ. 法人

それぞれの業種において、従業員数が「表1」の数以下であること又は資本金若しくは出資の額が「表2」の額以下であること。

ウ. 組合等

以下のいずれかに該当すること。

a. 企業組合

b. 協業組合

c. 中小ものづくり高度化法施行令1条2項において定められたもの

i) 事業共同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会

ii) 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

iii) 商工組合及び商工組合連合会

iv) 技術研究組合であつて、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小ものづくり高度化法（中小ものづくり高度化法1項1号から7号）で規定する中小企業者であるもの

方式審査便覧

07. 40

「表 1」

製造業、建設業、運輸業他（以下の業種を除く。）	300人
小売業	50人
卸売業又はサービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業及び旅館業を除く。）	100人
旅館業	200人
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	900人

「表 2」

製造業、建設業、運輸業他（以下の業種を除く。）	3億円
小売業又はサービス業（ソフトウェア業又は情報処理サービス業を除く。）	5千万円
卸売業	1億円

2. 申請書に添付すべき証明書

軽減に係る申請書に添付すべき証明書は、申請者が個人、法人、組合（注1）の別により、「表3」の右欄に掲げるものである。（中小ものづくり高度化法施行令3条、4条）

「表 3」

要 件	証 明 書		
	個人事業主	法 人	組 合 等
ア. イ. のいずれかに該当すること ア. 中小ものづくり高度化法第4条に規定する特定研究開発等計画に従って行われる特定研究開発等の成果に係る特許発明又は発明（いずれも当該認定計画における特定研究開発等の実施期間の終了日から起算して2年以内に出願されたものに限る。）であること イ. ア. の特許発明又は発明を実施するため認定計画に従って承	ア. イ. 共通 • 認定計画の写し ア. に該当する場合 • 特定研究開発等の成果に係る特許発明又は発明であることを証する書面 イ. に該当する場合 • 認定計画に従って承継された特許権若しくは特許を受ける権利に係る特許発明又は発明であることを証する書面		

継した特許権若しくは特許を受ける権利に係る特許発明又は発明であること			
ウ. 中小企業者であること	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員数を証する書面（雇用保険、労働保険、賃金台帳等の写し等） ・主たる事業を確認するための書類（自社パンフレット等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・資本の額又は出資の総額を証明する書面（定款、法人登記事項証明書又は貸借対照表）又は従業員数を証する書面（雇用保険、労働保険、賃金台帳等の写し等） ・主たる事業を確認するための書類（自社パンフレット等） 	※中小企業者に該当する者であるため、証明書不要

(新規平成25・6)

注¹ 「特定研究開発等」とは、特定ものづくり基盤技術に関する研究開発を行うこと及びその成果を利用するなどをいう（中小ものづくり高度化法2条3項）。また、「特定ものづくり基盤技術」とは、ものづくり基盤技術振興基本法に規定するものづくり基盤技術のうち、主として中小企業者によって行われ、その高度化を図ることが我が国製造業の国際競争力の強化又は新たな事業の創出に特に資するものとして経済産業大臣が指定するものをいう（中小ものづくり高度化法2条2項）。